

< 個別案件確認表（組織委員会） >

組織委員会担当確認年月日 2019年9月13日

東京都作業部会確認年月日 2019年9月18日

(新規契約に伴う再確認日 2020年12月16日)

(新規契約に伴う再確認日 2021年1月22日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（富士スピードウェイ）
 競技会場における大会延期に伴う影響への対応について
 借上財産評定委員会の結果について（富士スピードウェイ）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。当該事業は民間所有施設における「賃借料等」に含まれるため、大枠合意に基づき、組織委員会が負担する事項と考える。このうち、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。</p> <p>（令和 2 年 11 月 26 日 新規契約に伴う確認・追記） 延期経費については、現時点で取扱いが未定である。</p> <p>（令和 3 年 1 月 6 日 新規契約に伴う確認・追記） 本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。当該事業は民間所有施設における「賃借料等」に含まれるため、大枠合意に基づき、組織委員会が負担する事項と考える。このうち、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>民間所有施設の借り上げについては、競技会場の確保において公平・公正な対応を行うことができるよう、国・都外自治体施設の借り上げを行っている組織委員会が担うこととしている。</p>	

<p>経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性 (適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し て相応かなど) 等の観点から 妥当なもので あること</p>	<p>必要性</p>	<p>大会運営上、自転車ロード競技会場である富士スピードウェイの確保は必須である。 (令和2年11月26日 新規契約に伴う確認・追記) 本施設は、大会運営上不可欠であり、延期後も確保の必要がある。 (令和3年1月6日新規契約に伴う確認・追記) 大会運営上、自転車ロード競技会場である富士スピードウェイの確保は必須である。 大会延期の決定を受け、施設所有者の営業に支障が生じないように設置済みの仮設物を撤去する必要がある。 一方、延期後の大会に向け、全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、(一般利用に支障の無い仮設物を)残置する場合の費用を比較した結果、全仮設物を撤去する場合の費用の方が安価となることが判明した。</p>	
	<p>効率性</p>	<p>本事業は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設の使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。 (令和3年1月6日新規契約に伴う確認・追記) ・本施設の借用範囲・期間は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、必要最小限となるよう最大限の配慮を行っている。 ・部分的使用期間(先行工事期間)に関する会場使用料については、施設所有者の既存料金表または、他事業者への貸付料実績、類似箇所の施設使用料等をもとに積算しており、必要最小限の使用面積に応じた単価となるよう、施設所有者と交渉を行っており、効率性が図られている。</p>	

	<p>納 得 性</p>	<p>本事業の会場使用料については、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定する。算定内容は、業務委託先である補償コンサルタントのチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」で報告・評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p> <p>(令和2年11月26日 新規契約に伴う確認・追記) 大会延期を起因とする損失、または実費の発生は明確である。</p> <p>(令和3年1月6日新規契約に伴う確認・追記) 本事業の部分的使用期間(先行工事期間)に関する会場使用料については、施設所有者の既存料金表または、他事業者への貸付料実績、類似箇所の施設使用料等をもとに積算する。算定内容は、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」で報告を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和2年11月26日 新規契約に伴う確認・追記) 延期経費については、現時点で取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p> <p>(令和3年1月6日新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。 ・引き続き、経費が最小限となるよう抑制・削減に取り組む。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。